デジタル社会推進実践ガイドブック DS-464-1

API導入実践ガイドブック

2024年（令和6年）9月30日

デジタル庁

|  |
| --- |
| 〔キーワード〕  行政情報の流通・活用、APIエコノミー、データモデル、国際標準、デファクト標準、相互運用性、モデル仕様書  〔概要〕  データは公開もさることながら、活用してこそ価値を生みます。そのためには活用しやすい形式でデータが提供される必要があり、そのアクセスインタフェースとしてAPIが普及してきています。政府機関においてもAPIによるデータ提供事例が増えつつありますが、その設計・運用は各府省の個々の指針によって行われているのが現状です。  本ガイドブックではAPI利用者の利便性の向上及びAPIの利用促進を図るため、政府機関がAPIを提供する際に考慮すべき事項や留意点を記しました。 |

改定履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 改定年月日 | 改定箇所 | 改定内容 |
| 2024年9月30日 | P2、P3 | はじめにを修正 |
| 2022年3月31日 | P13 | 「付録 利用規約テンプレート及び解説」を追加 |
| 2022年3月31日 | 全体 | データフォーマットをデータモデルに、独自フォーマットを独自データモデルに統一 |
| 2022年3月31日 | P5 | サービス名称変更に伴い法人インフォをｇBizInfoに変更 |
| 2019年3月28日 | - | 初版決定 |
| 2017年8月1日 | - | β版公開 |

目次

[１ はじめに 2](#_Toc177482988)

[１.１ 背景と目的 2](#_Toc177482989)

[１.２ 適用対象 3](#_Toc177482990)

[１.３ 位置付け 3](#_Toc177482991)

[１.４ 用語 3](#_Toc177482992)

[２ 基本事項 4](#_Toc177482993)

[２.１ APIの概要 4](#_Toc177482994)

[２.２ API提供の意義 4](#_Toc177482995)

[２.３ 本ガイドブックで説明するAPIについて 5](#_Toc177482996)

[３ APIの設計 6](#_Toc177482997)

[３.１ 設計の手順 6](#_Toc177482998)

[１） 要件の明確化 6](#_Toc177482999)

[２） 標準的なAPIの調査 6](#_Toc177483000)

[３） 公開データ項目の検討 6](#_Toc177483001)

[４） データ項目定義 7](#_Toc177483002)

[５） 関連主要APIとの関連性の整理 8](#_Toc177483003)

[６） 関係ドキュメントの整備 9](#_Toc177483004)

[４ APIの導入と運用 9](#_Toc177483005)

[４.１ API概要情報の提供 9](#_Toc177483006)

[４.２ API仕様書と利用規約の提供 10](#_Toc177483007)

[１） API仕様書 10](#_Toc177483008)

[２） 利用規約 11](#_Toc177483009)

[４.３ APIのアクセス管理 11](#_Toc177483010)

[４.４ API導入後の監視 12](#_Toc177483011)

[４.５ APIの仕様変更・廃止 12](#_Toc177483012)

[４.６ API管理ツールの適用検討 12](#_Toc177483013)

[付録　利用規約テンプレート及び解説 12](#_Toc177483014)

# はじめに

## 背景と目的

政府は、「電子行政分野におけるオープンな利用環境整備に向けたアクションプラン」（平成26年4月25日各府省情報統括責任者（CIO）連絡会議決定）以来、行政の諸活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図ってきました。また、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資するため、行政情報を有効活用し、より利便性の高い公共サービスの実現に向けて各種ガイドの整備と普及を推進してきました。

平成28年12月に官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）、令和元年5月にデジタル手続法が制定されました。これらにより、オープンデータの公開、ワンスオンリーやワンストップなどの行政連携サービスの推進が進められています。また、令和6年6月にデジタル戦略である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、データ連携による持続可能性が強化されることとなりました。また同月に、統合イノベーション戦略2024が閣議決定されAIの推進が重点項目として強力に推進されています。データの活用や流通にはデータに関する各種標準がさらに重要になることから、データに関するガイド類の整備が必要になっています。

データの提供は、公開することよりも、そのデータが活用され効果を上げることに意義があり、また、活用を促進するためには、活用しやすい方式でデータを提供することが必要です。その観点から、Application Programming Interface（以下「API」という。）によるデータ提供事例が増えてきています。

APIは、アプリケーション間のデータ共有を可能にする重要な技術です。これにより、異なるシステムやアプリケーションが効率的にデータを交換し、機能を共有できるようになります。グローバルにも広く利用され、技術や開発方法の革新が進むとともにセキュリティ対策の検討も行われています、我が国の政府機関においても、APIを取り入れてシステム構築の効率化を図るとともにイノベーションの創出を図っていく必要があります。

本ガイドブック及びAPIテクニカルガイドブックは、API利用者の利便性を向上し、利用を促進するため、各府省がWebサイトでAPIを提供するに当たり、共通化すべき事項や留意点などについて説明します。

本ガイドブックは、主に各府省担当者向けにAPIの基本的内容（概要や意義など）について説明し、APIテクニカルガイドブックは、主にAPI構築担当者向けにAPIを個別に設計・運用するに当たって考慮すべき具体的な取組事項について説明します。各府省担当者も参考としてAPIテクニカルガイドブックに目を通し、API構築担当者の作業の概要を把握することで、作業管理や担当者とのコミュニケーションに役立つことが期待されます。

本ガイドブック及びAPIテクニカルガイドブックは、インターネットを通じて提供するWebAPIが主な対象となりますが、センサー機器、IoT等、データを提供するその他全てのAPIにおいても参考となる内容です。

また、本ガイドブックは、遵守を求めるものではなく、データを効果的に活用するために参照し、効率的に作業することを目的としたものとして整理しました。

なお、公開後も、利用者のご意見を頂きつつ、継続的な改定を行ってまいります。

## 適用対象

APIを利用する政府情報システムを対象とします。地方公共団体や民間のシステムにおいては、政府情報システムとAPI連携する際の参考としてください。

## 位置付け

本ガイドブックは、デジタル社会推進標準ガイドライン　DS-400 政府相互運用性フレームワーク（GIF）の一つとして位置付けられます。

## 用語

本ガイドブックにおいて使用する用語は、本ガイドブックに別段の定めがある場合を除くほか、DS-130　標準ガイドライン群用語集の例によります。

# 基本事項

## APIの概要

APIとは、他システムの情報や機能等を利用するための仕組みです。昨今、ビッグデータやAI活用への期待から、外部のサービスからデータを取得し、自らのサービスに組み込むといったニーズが高まっています。このようなニーズに対応する方法の一つがAPIです。APIが提供されていると、利用者はAPI提供元にある特定の情報を指定して取得できます。さらにAPIを利用した一連のプロセスを構築することで申請処理なども可能になります。

例えば、政府統計の総合窓口（e-Stat）において提供しているAPIを用いて、統計データをインターネット経由にて取得し、そのデータを加工するアプリケーションプログラムを構築することが可能となっています。e-Stat側の情報システムの内容がどのようになっているのか、理解していなくとも用いることができることに特徴があります。

## API提供の意義

従来のデータ設計は、人がいかに見やすいか、探しやすいかということに主眼が置かれてきました。昨今、ビッグデータやAI活用への期待から、外部のサービスとデータ連携し、外部データを自らのサービスなどに組み込むといったニーズが高まっています。このようなニーズに対応する方法の一つがAPIです。

APIの公開は海外や民間企業などで積極的に行われており、複数のAPIを組み合わせ、サービスとして提供する取り組みも出てきています。「APIエコノミー」という言葉があるように、APIには提供又は利用することで新たな価値を生み出すことが期待されています。

APIを提供することで、APIを提供する政府機関、サービスを提供するAPI利用者、サービス利用者には下表のような効果があると考えられます。

しかし、提供されたAPIがAPI利用者にとって、使いやすいものでなければ活用が進まず、このような効果は期待できません。もちろん、提供、公開されるデータの品質・精度が高いことが非常に重要になります。「API利用者にとっての使いやすさ」には、APIの仕様情報の提供、テスト環境の提供、開発者同士やAPI提供者が意見交換するコミュニティといった情報交換の環境が提供されていること等が挙げられます。

また、行政機関においても、政策立案のために各機関の情報及び機能をAPIによって連携させることができるといったメリットがあります。

表 ２－１　政府機関がAPIを提供することで想定される効果の例

|  |  |
| --- | --- |
| **主体** | **効果例** |
| **政府機関** | ・他システムと連携する際に、EAI・EDI・ETLのようなミドルウェアや、連携用のサーバ等を必要とせずにデータ連携を実装できる。  ・冗長なソフトウエア等の導入・維持管理コストを低減できる。 |
| **API利用者**  **（サービス提供者）** | ・政府システムの持つ情報や機能を、APIを通じて利用でき、自らのサービスに活用できる。  ・整備済みのデータを利用できるため、データ整備の負担が少ない。  ・提供元が明確であるため、データの信頼性が高い。 |
| **サービス利用者** | ・スマートフォンやPCから、行政サービスを利用できるようになる。 |

## 本ガイドブックで説明するAPIについて

APIには、データの公開や共有に用いられるRESTやSOAP、検索処理に適したSPARQL等があります。本ガイドブックでは、RESTを利用したデータの公開について説明します。

WebAPIは、プログラムから利用する場合のインタフェースと呼ばれることが多く、従来は、企業向けのサービス間通信／システム連携としてSOAP（Simple Object Access Protocol）が使われてきました。しかし、現在は、高機能かつ複雑な標準となり、新たな簡単に操作可能なアーキテクチャスタイルとしてREST（Representational State Transfer）が推奨され発展してきています。

RESTは、「何を」、「どうしたいか」という簡易なインタフェースで記述します。API利用者が何を必要としているか、何をどのように提供すると利用しやすいかを考えることが重要でありサービス設計の観点が必要となります。

政府機関においては、政府統計の総合窓口(e-Stat)、地域経済分析システム（RESAS）、電子政府の総合窓口（e-Gov）、gBizInfo等で、民間ではAmazon、Google、Yahoo、Facebook、Twitter、GitHub等インターネット利用企業や団体がREST-APIを提供しており、今後さらに拡大すると予想されます。

なお、大規模トランザクション性、高信頼性等の複雑要件を持つアプリケーションではSOAPが適する場合もあります。

# APIの設計

　APIは、外部と接続するためのインタフェースであることから、提供するデータを設計する際には、データモデル（データ項目名、形式、コード値、入力規則等）について行政連携データ、国際、国内、業界等の各種標準に準拠し、相互接続性、拡張性及び一意性を担保することが重要です。

　既に独自のデータモデルを定めている場合は、それに沿ってAPI設計をすることもあり得ますが、他システムとデータ連携をする際には、データモデル間の差異を埋めるためのコンバータ等が必要になります。

　本ガイドブックではAPI設計の概要について説明します。実際にAPIを設計する際には、技術詳細について説明しているAPIテクニカルガイドブックも併せて参照してください。

## 設計の手順

　APIの設計は、以下の手順で行います。

### 要件の明確化

通常のサービス企画、設計と同じように、利用者へのヒアリングや仮説に基づき、利用データの整理及びその活用イメージを作り、既存システムや、国・地方公共団体のオープンデータ等からデータ抽出、統合、加工等の一連の流れやセキュリティ、アクセス頻度、提供条件等、APIに求められる要件を整理し明確化します。

### 標準的なAPIの調査

APIの設計に当たっては、OAS（Open API Specification）を始めとして、団体や企業が広く一般にAPI仕様を公開しているポータルサイト等を活用することにより、高品質の設計、開発、期間の短縮やコスト削減が期待できます。

このため、プロジェクトとして求める要件に近い仕様の標準的なAPIが既に存在しないか調査することが有益です。

### 公開データ項目の検討

標準的なAPIの調査の結果、当該分野にデータモデルの国際標準がある場合には、それを活用することが推奨されます。業界固有のデファクト標準が普及している分野（流通、物流、医療等）については、将来の発展性を勘案した上で、デファクト標準の活用が推奨されます。

国際標準やデファクト標準に沿ったデータモデルに準拠する場合、その仕様を十分に確認します。これらの標準ではデータ項目ごとに「必須」、「推奨」、「任意」などの推奨度合を示している場合が多く、全てのデータ項目に対応する必要はありません。

例えば、iCalendarという形式では、VEVENT、VJOURNALなど様々なモジュール（複数データ項目のセット）が用意されていますが、全モジュールを使うと冗長となり、利用しにくいデータとなることもあります。したがって、案件に対し必要な項目を取捨選択し活用することが重要です。

逆に、必要に応じて標準に無いデータ項目を追加することがあります。相互運用性を確保するためには、データ項目を含めたAPI仕様をドキュメント等の形で詳細に示すことが重要です。また、独自データモデルのデータを提供することになった場合、必要に応じてデータコンバージョンの方式も決定します。

なお、ドキュメント内容についてはAPIテクニカルガイドブック「4 開発を支援するための対応」で説明しています。

### データ項目定義

APIで提供するデータ項目の定義に当たっては、一意性、拡張性及び柔軟性の確保並びに独自データモデルとの対応を考慮して定義する必要があります。以下に、定義する際の留意事項を示します。

1. データ項目名

データ項目名は分かりやすい名称を使用します。名詞を基本とし、複数形で記載することを推奨します。また、単語間をアンダースコアで繋げるスネイクケース（例：city\_libraries）を推奨します。

なお、適切でない英語名をデータ項目名に付与することやデータ項目名の意味定義が曖昧な場合、他のサービスとの連携時に誤解を生み、データ不正や不備が発生する可能性があります。

1. 入力規約

日時など国際標準や業界固有のデファクト標準等で、表現、記述方法が複数存在するものや、法人名のヨミガナのように書き方のルールが必要なものについてはAPI仕様書の中で入力規約として記述します。

1. 個別記述と列挙

データ項目内に同種の内容を複数示す場合、複数の項目を分け、個別の項目として記述するか、一つのデータ項目内に列挙するかを検討することになります。例えば、施設の利用可能日を記述する場合、以下のように記述する方法があります。

・曜日ごとに個別の項目で記述する方法

月：○、火：×、水：○・・・

・列挙して記述する方法

利用可能日：月,水,・・・

基本的に、一つずつの要素（上記例では曜日）の属性（上記例では利用可否○/×）を示す場合には個別の記述とし、条件に合致するものに何があるか（上記例では利用可能な曜日は何か）を示す場合には列挙する記述を使用します。その他、扱うデータ項目ごとに変更への柔軟性や項目数などを勘案して記述方法を決定します。

1. コード（分類体系）

データ項目によっては、分類や基本属性を示すためにコード（分類体系）を活用することがあります。

コードを使う場合は各種標準コードがあるか調べ、できる限りその標準コードを利用します。独自コードを設計する場合には、別冊の「コード（分類体系）導入実践ガイドブック」を参照してください。

1. 構造化

データを構造化し、共通的に利用していくことで、API利用者の利便性、各府省担当者やAPI構築担当者の業務の効率性を高めることができます。

データの構造化については、別冊の「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」を参照してください。

### 関連主要APIとの関連性の整理

標準的なAPIや関連して提供される各種主要APIとの関係性を整理します。

公開する各府省APIは、行政のデータ標準、国際、国内、業界標準を極力遵守した上で、独自データ項目を追加し、機能拡張することが想定されます。このため、公開したAPIが他のサービスや関連主要APIにおける仕様変更等の影響を受けることがあります。よって、定期的にどのようなAPIをどのように利用したか、API連携したのか、API標準仕様のどの部分を利用したのか等について、その関係性を整理しておく必要があります。

### 関係ドキュメントの整備

API利用者の利便性向上のため、仕様書などのドキュメントを整備します。

各府省API担当者及びAPI構築担当者は、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に基づき、成果物ドキュメントを整備するとともに、民間にAPIを公開するという観点から、より平易な利用者向けの仕様書、マニュアル、利用事例等の整備を進める必要があります。

# APIの導入と運用

　APIの導入を円滑に行うためには、導入時の情報提供及び導入後のモニタリングが重要です。また、利用者は自動処理による利用をすることが多いことから、仕様変更の情報提供などを丁寧に行う必要があります。

　また、APIの提供に気付かずに、Webサイトをスクレイピング（機械的にWebサイトの情報を収集すること）していく利用者が残る場合があります。スクレイピングはWebサイトの負荷になることから、API利用へと誘導していくことが重要です。

　APIの効率的な運用のためにはAPI導入時に管理ツールの導入を検討し、それを運用する体制を作ることが必要です。なお、「４．６API管理ツールの適用検討」では、管理ツールについて説明しています。

## API概要情報の提供

　API利用者に向けて、提供するAPI仕様の概要をWebサイト等で公開します。公開する情報について、内閣府のRESAS(地域経済分析システム)例を下表に示します。

表 ４－１　API概要情報の記載項目（例：内閣府 RESAS API）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **内容** | **例** |
| **データ内容概要** | 当該APIで取得することができる情報の内容を記載する。 | 地域別の産業・農林水産業・観光・人口など統計データ |
| **提供方式** | RESTやSOAPなど方式を記載し、RESTを推奨する。詳しくはAPIテクニカルガイドブックを参照すること。 | REST |
| **エンドポイント** | エンドポイントのURIを記載する。 | https://opendata.resas-portal.go.jp/API/{Version}/ |
| **OAS定義ファイルの公開場所** | OAS定義ファイルを公開する場所のURLを示す。OASに準拠する場合のみ記載する。詳しくはAPIテクニカルガイドブックを参照すること。 | ※OASに準拠していないため、記載なし。 |
| **リクエスト**  **フォーマット形式** | リクエストする方法（メソッドなど）を示す。 | URI パラメータ（GET） |
| **レスポンス**  **フォーマット形式** | レスポンスのデータ形式を示す。 | JSON |
| **TLS(SSL)サポート** | TLS(SSL)サポートの対応状況を記載し、対応を推奨する。 | 対応 |
| **利用申請** | 利用時の申請の有無を記載する。 | あり |
| **認証機能** | どの認証機能を用いているかを記載する。 | APIキー |
| **利用制限** | 利用制限をかけている場合には、その内容を具体的に示す。 | 呼び出し回数制限あり  上限：2000回/日 |
| **開発者専用サイト** | 開発者のAPI利用を支援するWebサイト（テストフォーム提供、サンプル公開など）の有無を記載。ある場合にはURLを示す。 | なし |
| **利用規約** | 提供データの利用規約を示す。詳細を説明するページなどがあれば、そのURLを示す。 | 出典明記により、編集・加工も含め自由に利用可 |

## API仕様書と利用規約の提供

API仕様書も、通常の設計ドキュメントと同じように記述や理解が容易なように配慮することが必要です。APIの場合は、可能な限り実行形式に容易に移行でき、試行錯誤できる環境が使えるよう記述されていることが望ましいです。

### API仕様書

以下の内容を明確に記述します。

・API機能

取り扱うデータや操作内容など機能概要を説明

・API利用方法

エンドポイント、エンコード、認証機能、利用制限など

・エラーコード

・リクエスト

データ形式・データ項目の説明、サンプルなど

・レスポンス

データ形式・データ項目の説明、サンプルなど

・提供データに関する説明

データ更新日、提供元、データ内容、更新タイミング、その通知方法など（特にデータ提供API）

　　　など

### 利用規約

以下の内容を明確に記述します。付録の利用規約テンプレート及び解説を参照することを推奨します。

・コンテンツの利用条件（ライセンスなど）

・クレジット表示（表示の要否、内容など）

・アクセス条件

・禁止事項

・免責事項

など

## APIのアクセス管理

　APIの提供に当たっては、アクセス管理を行う場合があります。主な目的は、セキュリティの確保、サーバの負荷対策、利用者へのAPI仕様変更の連絡等です。API利用開始時に利用者登録を行うことにより、変更の事前連絡やニーズ調査などに活用することができます。サーバの負荷対策としては、事前登録ユーザーなどにアクセス権を与えることで、アクセス権を持たない外部からの大量の連続アクセスを制限することが可能になります。また、アクセス権を持つ利用者の想定外の利用によるサーバアクセスも発生しないとは言い切れません。外部からの大量アクセスについては、APIの設計不備のために連続アクセスを許さざるを得ない場合もあります。その場合は、検証による原因究明が重要です。また、大量アクセスを遮断する可能性がある場合には、利用規約にその旨を記載しておくことが推奨されます。

## API導入後の監視

APIの導入直後は、当初の想定と異なる利用や、サーバ過負荷が発生する可能性があるため、監視を重点的に行い、問題の発生が予想される場合には迅速に対応する必要があります。稼働が安定した後も定期的な監視を継続し、利用者の利便性の改善を図ることが求められます。

## APIの仕様変更・廃止

　API利用者が個別サービス提供者でもある場合、当該APIの仕様変更により当該サービスでのトラブル発生、回避のための改修などの影響を受ける可能性があることに留意が必要です。また、API利用者は、通常、提供されるAPIにより機械的にシステム又はデータにアクセスしていることが多いため、変更や廃止に気付かないことや、場合によっては、誤ったデータで誤ったサービスを提供している可能性があることにも留意が必要です。

　APIの仕様変更を行う場合には、利用者側の対応を考慮し、十分な期間を取って周知を徹底することが重要です。

## API管理ツールの適用検討

本ガイドブックでは個別APIを都度実装することを前提に記述していますが、個別システムが複数のAPIを提供したり、複数システムからAPIの提供を受けたりする状況においては、各APIのポリシー、標準化遵守状況、公開状況、利用状況等を一元的に管理するツール（API管理ツール）を持つ共通的な開発環境を提供しておくと、API運用の面で有用です。

API管理ツールを利用することによってAPI開発の自動化、メッセージ変換やマッシュアップ等を含めたAPI集約化機能の利用、公開やテストの合理化、認証や不正アクセス対策も含めたセキュリティの強化、リクエストレートの制限やリクエスト上限の設定を含めた運用・監視の効率化等の効果が期待できます。API設計、構築及び運用時には、費用対効果の高いAPI管理ツールの適用を検討することを推奨します。

# 付録　利用規約テンプレート及び解説

API利用規約テンプレートとしての利用規約の各項目の条文例とその解説を記載する。（スーパーシティのデータ連携基盤に関する調査業務報告書（2021年3月）から抜粋[[1]](#footnote-1)）

ただし、ここで挙げた条文例や解説は、利用規約の効率的な作成に資するための参考資料として提示しているものであり、実際の案件にあたっては、必要に応じて弁護士の確認を経るなどして、各API提供者の責任で適切な利用規約を定める必要がある。

第 1 条（目的）

本API利用規約（以下「本利用規約」という。）はAPI提供者名（以下「API提供者」という。）が提供する下記のアプリケーション・プログラミング・インタフェース（以下「本API」という。）の利用に際し、API利用者が遵守すべき利用条件を定めることを目的とする。本利用規約に同意いただけない場合、本APIを利用することはできない。

記

本APIの名称：API サービス名

解説：

本条は、本利用規約が、APIを利用する際に遵守すべき利用条件を定めることを目的として策定されたものであることを明らかにし、API提供者（データ連携基盤整備事業者）と API利用者（先端的サービス事業者等）との間に適用される規約であることを示すものである。

第 2 条（定義）

本利用規約において使用する用語は次の各号の意味で使用する。

(1) 「API提供者」とはAPI提供者名 をいう。

(2) 「API利用者」とは、本利用規約に同意の上、本APIを利用する者（国、地方公共団体を含む。）をいう。

(3) 「API 認証情報」とはAPI利用者を特定するためにAPI提供者が API利用者に対し提供する認証情報をいう。

(4) 「API利用アプリケーション」とはAPI利用者が本APIを組み込んで開発するアプリケーションやプログラム等をいう。

(5) 「API 提供情報」とは、本APIを経由してAPI利用アプリケーションに提供される情報をいう。

(6) 「エンドユーザ」とはAPI利用アプリケーションを利用するユーザーをいう。

(7) 「本契約」とは、本利用規約を内容としてAPI提供者と API利用者との間で成立する、本APIの利用に係る契約をいう。

解説：

本条は、本利用規約において繰り返し登場する用語をまとめて定義するものである。わかりやすさの観点から、データ連携基盤整備事業者や先端的サービス事業者等の言葉を用いることなく、「API提供者」や「API利用者」等の一般的な用語によることとしている。

(1)項は、「API提供者」を定義するものであり、本APIを提供するデータ連携基盤整備事業者の名称を記載する。地方自治体がデータ連携基盤整備事業者となる場合には、当該地方自治体を記載する。(2)項は、「API利用者」を定義するものである。国や地方公共団体も本利用規約に基づいて本APIを利用することがあり得ることを想定し、かっこ書きを付すこととしている。(7)項は、「本契約」を定義するものである。本APIの利用にあたっては、登録申請画面において本利用規約が適用される旨をあらかじめ表示しておくこと等により、本利用規約をその内容に組み込んだ契約が API提供者と各API利用者との間で個別に成立するようにする必要があり、そのようにして成立した契約を本契約と呼ぶこととしている。

第 3 条（登録）

(1) 本APIの利用を希望する者は、本利用規約に同意し真正かつ正確な所定の情報（以下「登録事項」という。）を提供することにより、API提供者に対し、本APIの利用登録を申請することができる。

(2) API提供者は、前項の申請に対する登録の可否を判断し登録を認める場合には、その旨を申請者に通知するものとする。

(3) 前項の通知をもって申請者と API提供者との間で本契約が成立し、申請者はAPI利用者として本APIを利用することができるようになる。

(4) API利用者の名称、所在地その他の登録事項に変更が生じた場合、当該API利用者は直ちにその旨をAPI提供者に届け出るものとする。

解説：

本条は、本APIの利用にあたって利用登録を必要とする場合に、その登録の手続について定めるものである（本APIの利用にあたり登録が不要な場合には本条を設けることを要しない）。

(1)項は、本APIの利用にあたってはAPI提供者に対する利用登録の申請が必要であること、申請にあたっては本利用規約に同意するとともに登録事項を提供しなければならないこと、及び、提供する登録事項は真正かつ正確な情報でなければならないことを、明らかにしたものである。登録事項として提供してもらう情報の内容については、「所定の情報」としており、本利用規約とは別に定める建付けとしている。登録事項に変更が生じた場合には、(4)項により、API提供者に対する変更の届出を義務付けている。

(2)項は、登録を認める場合にはAPI提供者が申請者に通知すべき旨を定めるものである。データ連携基盤整備事業におけるAPIの場合であっても、契約自由の原則により、いかなる相手と API利用に係る契約を締結するかは基本的にはAPI提供者の自由である。したがって、例えば、申請者におけるセキュリティが十分に担保されていない、反社会的勢力に該当すると認められる等の理由によって登録を認めないことは可能であるが、他方で、国家戦略特別区域法の趣旨や事業の内容・規模によっては公的インフラとしての性質を帯びることから、合理的な理由なく不当に差別的な取り扱いをすることのないよう留意して運用すべきである。なお、例えば、事前に接続試験を実施し合格することを登録の要件とする場合には、その旨を定めることも考えられる。

第 4 条（API認証情報の発行及び管理）

(1) API提供者は、登録の完了したAPI利用者に対し、API認証情報を発行する。

(2) API利用者はAPI提供者より発行された API認証情報を自己の費用と責任において厳重に管理するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買その他一切の処分をしてはならないものとする。

(3) API提供者は、(1)により発行されたAPI認証情報を利用した本APIの利用をAPI利用者本人による本APIの利用とみなし、API利用者はAPI認証情報を利用して本APIを利用した者の行為に基づくすべての責任を負うものとする。API利用者による API認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等による損害の責任はAPI利用者が負うものとし、API提供者は一切責任を負わないものとする。

(4) API利用者はAPI認証情報が第三者により不正に利用されたこと又はその可能性を認知した場合、直ちにAPI提供者に通知するとともにAPI認証情報を再発行するための手続を執る等 API提供者の求める措置を講ずるものとする。

解説：

本条は、登録が完了した API利用者に対して個別のAPI認証情報（第 2 条(3)）を発行する場合に、その手続及びAPI利用者における管理の在り方について定めるものである（本APIの利用にあたり登録が不要な場合には本条を設けることを要しない）。

API 認証情報が利用されて本APIへの接続が行われる場合、API提供者の側において、その背景や経緯等の事情を知ることはできず、API利用者本人が正当な権限の下に利用しているか否かを都度判断することは難しい。そこで、(2)項はAPI認証情報の重要性に鑑み、第三者がこれを利用することのないよう、

API利用者に厳重な管理を義務付けている。その上で、(3)項はAPI認証情報を利用した本APIの利用についてはAPI利用者本人による本APIの利用とみなし、API利用者が全ての責任を負う旨、API認証情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者による使用等による損害の責任はAPI利用者が負う旨を定めている。

(4)項はAPI認証情報の不正利用等があった場合にAPI提供者がセキュリティの改善・向上等のための対策を講じることができるようにするための規定である。

第 5 条（本APIの提供条件）

(1) API提供者は、本利用規約及び本利用規約に付属する規約の定めに従うことを条件としてAPI利用者に本APIを非独占的に使用させることを許諾する。

(2) 本APIの仕様は別途定める API 仕様書のとおりとする。API提供者はAPI利用者に事前の通知をすることなく本APIの全部又は一部の仕様をいつでも変更することができるものとする。

(3) API提供者は、本APIの負荷状況に応じて本APIの利用の制限をかけることができるものとする。

(4) API利用者は、自らの費用と責任において、ハードウェア、ソフトウェアその他の機器、インターネット接続回線等、本APIの利用に必要な環境（以下、「利用環境」という。）の一切を整備するものとする。

(5) API利用者は、自己の利用環境に応じて、コンピューターウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講ずるものとする。

(6) API提供者は、本APIに係るコンピューターシステムの定期的な点検又は保守作業を行う場合、その他運用や技術上、本APIの停止が必要であると判断した場合にはAPI利用者に事前に通知の上、本APIの利用の全部又は一部を停止することができるものとする。

(7) 前項の規定にかかわらず、API提供者は、以下のいずれかに該当する場合にはAPI利用者に事前に通知することなく、本APIの利用の全部又は一部を停止することができるものとする。

(ア) 本APIに係るコンピューターシステムの緊急の点検又は保守作業を行う場合

(イ) 本APIに係るコンピューターシステム、通信回線等が事故により停止した場合

(ウ) 火災、停電、事故、天災地変などの不可抗力により本APIの提供ができなくなった場合

(エ) その他、運用や技術上、API提供者が緊急の停止が必要であると判断した場合

解説：

本条は、本APIをどのような条件・仕様のもとで提供するかについて定めるものである。

(1)項は、複数のAPI利用者に本APIを提供することが想定されることを前提にAPI利用者に対して非独占的に本APIを使用することを認めることとしている。

(2)項は、本API がオープンAPI であることを前提に、その仕様は開発者ポータル等において別途定める API 仕様書のとおりである旨を明らかにするとともに、必要なアップデートを行うことができるよう、API提供者がいつでも仕様を変更することができる旨を定めている。この点、API利用者に重大かつ広範な影響を及ぼす可能性が高い変更を行う場合にはAPI利用者に対して事前に通知することが望ましいが、他方で、API利用者に及ぼす影響の程度は変更内容によって様々であり、また、セキュリティの改善・向上等のために直ちに変更を行わなければならない事態もあり得ることから、本利用規約では、事前の通知をすることなく変更できるとの文例を採用している。

(3)項は、本APIへの接続状況等に照らして過大な負荷が生じている場合にはAPI提供者の判断により、本APIの利用を制限することができる旨を定めている。

(4)項は、本APIを利用するために必要となる API利用者側の設備等についてはAPI利用者の費用と責任で行うべき旨を確認的に定めている。

(5)項はAPI利用者の利用環境におけるセキュリティ対策についても、API利用者の費用と責任で行うべき旨を定めている。なをAPI利用者におけるセキュリティ対策の実施を担保するため、API利用者のセキュリティに係る管理体制や機能等を報告するためのチェックリストを策定し、その提出を義務付けることも考えられる。

(6)及び(7)項は、本APIの利用の全部又は一部の停止措置をとる場合について定めている。定期的な点検又は保守作業に伴って本APIの利用を停止する場合には、事前にAPI利用者に対する通知を要する。

これに対して、緊急の点検又は保守作業を行う必要があるなど、直ちに停止措置をとる必要性が高い場合にはAPI利用者に対する事前の通知は不要としている。

第 6 条（料金）

(1) API利用者はAPI提供者が別途定めるところに従い、本APIの利用に必要な料金をAPI提供者が指定する期日までにAPI提供者が指定する方法で支払うものとする。支払いに要する費用はAPI利用者の負担とする。支払いの事実が確認できない場合、本APIの利用の全部又は一部を停止することがある。

(2) API利用者は、前項の料金を支払期日までに支払わない場合、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年●％の割合で遅延損害金を支払うものとする。

解説：

本条はAPI利用者による本APIの利用を有償とする場合に、その料金について定めるものである。料金の詳細については、本利用規約とは別に定めることとしている。また、振込手数料等の支払いに要する費用についてはAPI利用者の負担であることを確認している。

第 7 条（API利用者の義務・責任）

(1) API利用者は、自己の費用及び責任においてAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスをエンドユーザに提供するものとする。

(2) API利用者はAPI利用者が提供する API利用アプリケーション及びこれに関連するサービスはAPI利用者が開発し運営するものであり API利用者がその責任を負う旨を、エンドユーザに明示するものとする。また、エンドユーザとの間で予想されるトラブル等についてエンドユーザが著しく不利とならないよう、API利用者及びエンドユーザの責任範囲を適切に定め、エンドユーザが理解できるように明示するものとする。

(3) API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供にあたり、個人情報の保護に関する法律、特定商取引に関する法律、不当景品類及び不当表示防止法、消費者契約法その他の法令を遵守するものとする。

(4) API利用者は、本APIの利用又はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関し、不正アクセス等が行われた場合、不正アクセス等による情報の流出・漏洩・改竄等もしくは財産の処分が判明した場合、又はそれらの具体的な可能性を認識した場合、直ちにAPI提供者に報告するものとする。

(5) API利用者は、前項の場合、速やかに実施可能な対策を講じた上で、API提供者と協力して原因

の究明及び対策を行うものとする。API提供者は、十分な対策が講じられるまでの間、当該API利用者の本APIの利用を制限又は停止することができるものとする。API利用者は、不正アクセス等の発生時に原因の調査等を行うことができるよう必要なアクセスログの記録及び保存を行うものとする。

解説：

本条はAPI利用者が、API利用アプリケーション（第 2 条(4)）をエンドユーザ（第 2 条(6)）に提供してサービスを行うにあたってAPI提供者との関係で負う義務と責任について定めるものである。本APIを利用して実施される個々の先端的サービスはAPI利用者が提供するものであり、API利用者の責任においてエンドユーザ向けの利用規約の策定等が行われるべきものであるが、そのサービスがエンドユーザに著しく不利な内容でないか、法令を遵守して実施されているか、不正アクセス等によってAPI利用者やエンドユーザに損害が生じないか等については、本APIを提供する API提供者にとっても重要な関心事であることから、本利用規約中でも API提供者の義務及び責任という形で一定の規律を及ぼすこととしたものである。

(1)項はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスのエンドユーザへの提供はAPI利用者の費用と責任において行われるべきことを確認的に定めている。

(2)項はAPI利用者に対し、API利用アプリケーション及びこれに関連するサービスについてはAPI利用者が責任を負うものである旨をエンドユーザ向けに明示すること、及び、エンドユーザとの間で予想されるトラブル等についてAPI利用者及びエンドユーザの責任範囲を適切に定めてわかりやすく明示することを義務付けている。

(3)項はAPI利用者に対し、API利用アプリケーション及びこれに関連するサービスを開発し運営するにあたって諸法令を遵守すべきことを義務付けている。

(4)及び(5)項はAPI利用者による本APIの利用又はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関し、不正アクセス等やそれに伴う情報漏洩・財産の処分等が生じた場合にAPI利用者において、その原因を究明し、セキュリティ改善・向上等のための対策を講じるべき旨を定めるものである。すなわち、API利用者は、不正アクセス等やそれに伴う情報漏洩・財産の処分等が判明した場合のみならず、それらの具体的な可能性を認識した段階で、直ちにAPI提供者に報告しなければならないものとしている。その上で、API利用者はAPI提供者と協力して原因の究明及び対策を行わなければならないものとしている。なお、そのような場合にはAPI提供者において、当該API利用者による本APIの利用を制限又は停止することができることについても明らかにしている。

第 8 条（禁止事項）

API利用者は、本APIの利用又はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスに関し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとする。

(1) 国民の安全に脅威を与える行為

(2) API提供者もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為

(3) 本APIの運用や第三者による利用を妨害する行為、又はそのおそれのある行為

(4) 短時間における大量のアクセスその他本APIの運用に支障を与える行為、又はそのおそれのある行為

(5) 以下の内容を含むサイトやアプリケーション上又はアプリケーション内で、本API 又は本API 提供情報を利用する行為

(ア)公序良俗・法令等などに違反し、又はそのおそれのある表現

(イ)API提供者又は第三者の財産権、知的財産権、信用、名誉、プライバシー権、肖像権その他の権利を侵害しているもの

(ウ)コンピューターウィルス等のソフトウェア、ハードウェア又は通信機器等の適切な動作を妨害、破壊もしくは制限し、又はそのおそれのあるもの

(エ)その他 API提供者が不適当と判断するもの

解説：

本条はAPI利用者が行ってはならない行為について定めるものである。

(1)項は、本API が公的インフラとしての性質を有することに鑑み、国民の安全に脅威を与える行為を禁止している。

(3)項は、本APIの運用を積極的に妨害する行為を、(4)項は、結果として本APIの運用に支障を与える行為を、それぞれ禁止している。

(5)項は、本API が個々の先端的サービスにおいてどのように利用されるのかについてはAPI提供者にとっても重要な関心事であることから、本APIのレピュテーションを貶めるおそれのある内容を含むサイト・アプリケーションや、第三者の権利を侵害するおそれのある内容を含むサイト・アプリケーション等において、本API 又は本API 提供情報（第 2 条(5)項）を利用する行為等を禁止している。

第 9 条（利用解除）

API提供者はAPI利用者が本利用規約の各条項に違反した場合、その原因に係る当該API利用者の帰責性の有無にかかわらず、事前の通告なしに、本APIの利用を全部もしくは一部を停止し又は本契約を解除することができるものとする。

解説：

本条はAPI提供者が本利用規約に違反した場合における、利用の停止又は解除について定めるものである。ここにいう「停止」とは、一時的に本APIの全部又は一部を利用できないようにすることを意味している。「解除」とは、本契約上の地位を失わせ、永続的に本APIを利用できないようにすることを意味している。API利用者が本利用規約に違反した場合には、債務不履行となり、民法の原則によっても履行を催告した上で解除をすることができるが（民法第 541 条）、本条では、本API が多数のAPI利用者やエンドユーザに影響を及ぼすものであり、公的インフラとしての性質を有するものであることに鑑み、無催告で即時に利用をやめさせることができるようにする一方、解除だけではなく停止措置をとることもできるようにすることにより、違反の内容に応じて違反の解消後に本APIを再び利用できる手段も認めることとしている。なお、必要に応じて、停止措置を取り消して本APIを再び利用できるようにするための条件や、その際の手続等について定めることも考えられる。

第 10 条（権利の帰属・利用）

(1) 本APIに係る知的財産権（著作権、特許権、商標権その他の財産権を含む。以下同様。）はAPI提供者又は当該権利を有する第三者に帰属するものとし、API利用者は、本規約等に明示的に規定される場合を除き、いかなる権利も取得しないものとする。

(2) API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスを提供するにあたり、API提供者所定の方法によってのみ、API提供者の商標及び商号等を使用することができるものとする。

解説：

本条は、本APIに関する知的財産権の帰属等を定めるものである。

(1)項は、本APIに係る知的財産権は、本APIを開発した API提供者又はライセンスを受けている権利者に帰属するものであり、API利用者はそうした知的財産権を取得するものではないことを明らかにしている。

(2)項はAPI利用者が、API提供者所定の方法によってAPI提供者の商標や商号を使用することを認めるものである。例えば、API利用アプリケーションの説明の中で、本APIのロゴを表示するといったことが考えられる。

第 11 条（免責）

(1) API提供者は、本APIについて次の各号につき、いかなる保証も行うものではない。さらにAPI利用者が API提供者から直接又は間接に本APIに関する情報を得た場合であっても、API提供者はAPI利用者に対し本利用規約において規定されている内容を超えていかなる保証も行うものではない。

(ア) 本APIの利用に起因して利用環境に不具合や障害が生じないこと

(イ) 本API又はAPI提供情報の正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性

(ウ) 本APIを提供するためのシステムにエラー、バグ、不具合、中断その他の瑕疵又はセキュリティ上の欠陥が存在しないこと

(エ) API利用者に適用のある法令、業界団体の内部規則等への適合性

(2) API提供者は、天災、労働紛争、停電、通信インフラの故障、公共サービスの停止、自然現象、暴動、政府の行為、テロ、戦争その他の不可抗力により API利用者に生じた損害について責任を負わない。

解説：

本条はAPI提供者の免責について定めるものである。

(1)項はAPI提供者は、本APIに関し、その利用に起因してAPI利用者の利用環境に不具合や障害が生じないことや、本API又はAPI提供情報（第 2 条(5)）の正確性、信頼性、完全性等について、保証するものではないことを明らかしている。

(2)項はAPI提供者は、不可抗力による損害については責任を負わないことを明らかにしている。

第 12 条（補償/賠償）

(1) API利用者は、本利用規約等の違反により API提供者又は第三者（エンドユーザを含む）に損害が発生した場合、当該損害の全額（弁護士費用を含みます）を賠償するものとする。

(2) API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関連して、第三者（エンドユーザを含む）との間で生じたクレーム、請求その他の紛争等については、自らの費用と責任において解決するものとする。

(3) API利用者はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関してエンドユーザに損害が生じた時は、速やかにその原因を究明し、API利用アプリケーションの利用規約等に基づき賠償又は補償が不要となる場合を除き、当該サービスの利用者に生じた損害を賠償又は補償するものとする。

(4) API提供者はAPI提供者の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる場合にも、本APIの利用に関してAPI利用者に生じた損害について損害賠償責任を負わないものとする。

(5) API提供者が損害賠償責任を負う場合であっても、賠償すべき損害の範囲はAPI利用者に現実に発生した直接かつ通常生じる範囲内の損害に限るものとし、逸失利益及び特別の事情から生じた損害については責任を負わないものとする。また、その賠償額は、本契約に基づき API利用者が API提供者に対して支払った別途定める月額利用料金の（API提供者側で規定した月数）分を上限とする。

解説：

本条は、本APIの利用に伴う賠償責任の範囲について定めるものである。(1)項～(3)項はAPI利用者の責任について、(4)項及び(5)項はAPI提供者の責任について、それぞれ定めている。

(1)項は、本利用規約の違反があった場合のAPI利用者の賠償責任を定めるものである。

(2)項はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供（開発・運営）に関連する第三者との紛争等についてはAPI利用者の費用と責任において解決すべきことを確認したものである。

(3)項はAPI利用アプリケーション及びこれに関連するサービスの提供に関してエンドユーザに損害が生じた時は、速やかに原因を究明するとともにAPI利用者とエンドユーザとの間の利用規約や契約に定められた範囲で、API利用者がエンドユーザに賠償又は補償すべき旨を定めるものである。

(4)項はAPI提供者が本APIの利用に関してAPI利用者に対して損害賠償義務を負う場合をAPI提供者に故意又は重大な過失があった場合に限定するものである。

(5)項はAPI提供者が故意又は重大な過失があり損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償の範囲は、現実に発生した直接かつ通常生じる範囲内の損害に限られ、いわゆる逸失利益や特別損害については損害賠償責任を負わない旨を定めるものである。なお、「また、…」以下は、本APIの提供が有償（従

量料金・月額課金）である場合にAPI提供者の損害賠償責任の限度額を、特定の月数分の利用料金相当額に限定する場合の文例である。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

(1) API利用者及びAPI提供者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(ア)反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

(イ)反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(ウ)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

(エ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(オ)役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

(2) API利用者及びAPI提供者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

(ア)暴力的な要求行為

(イ)法的責任を超えた不当な要求行為

(ウ)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(エ)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて、相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(オ)反社会的勢力の活動を助長し又はその運営に資する行為

(カ)その他前各号に準ずる行為

(3) API利用者及びAPI提供者は、相手方が本条に違反した場合には、何らの催告をすることなく本契約を解除することができる。

(4) API利用者及びAPI提供者は、前項に基づく解除により相手方に損害が生じた場合であっても、当該損害の賠償義務を負わず、当該解除に起因して自己に生じた損害については、相手方に対し損害賠償請求することができる。

解説：

本条は、いわゆる反社会的勢力の排除条項を定めるものである。

相手方が反社会的勢力に該当したり、暴力的な要求行為を行った等の場合には、無催告で本契約を解除することを可能としている。また、仮に当該解除に伴って相手方に損害が生じても、その賠償義務は負わないし、逆に自らに損害が生じた場合には、相手方に対して賠償を請求できるものとしている。

第 14 条（秘密保持）

API利用者は、本API サービスに関連してAPI提供者が API利用者に対して秘密に扱うことを指定して開示した情報についてAPI提供者の事前の書面による承諾がある場合を除き、開示目的以外に利用せず、また、第三者に開示しないものとする。

解説：

本条はAPI利用者の秘密保持義務を定めるものである。

オープン APIを前提に、比較的簡潔な文例としているが、API利用者が API提供者の重要な秘密情報に触れる可能性が高い場合には、より詳しい秘密保持条項を定めることも検討すべきである。

第 15 条（個人情報の取扱）

API提供者は、本APIの提供に関して個人情報を取り扱う場合、API利用者情報及び本APIの利用に係る個人情報についてAPI提供者が別途定める個人情報保護方針（プライバシーポリシー）に則り、適切に取り扱う。

解説：

本条はAPI提供者が、本APIの提供に関して個人情報を取り扱う場合、プライバシーポリシーを策定し、それに則り適切に取り扱う旨を宣明するものである。

第 16 条（規約の変更）

API提供者は、本利用規約を変更する旨及び変更後の内容並びに変更の効力発生時期を予め周知することにより、API利用者の個別の承諾を得ることなく、本利用規約の内容を変更することができるものとする。変更後の本利用規約の効力は、予め公開した時点より効力を生じるものとする。

解説：

本条は、本利用規約を変更する際の手続を定めるものである。

本APIは複数のAPI利用者に同一条件で提供することが想定され、各 API利用者に適用される規約内容を画一化する必要性が高い。そこで、API提供者は、①本利用規約を変更する旨、②変更内容、③変更の効力発生時期を事前に周知することにより、API利用者の個別の承諾を得ることなく、一方的に本利用規約の内容を変更することができるものとしている。なお、事前の周知期間は、変更によってAPI利用者に及ぼす影響の程度等に応じて相当な期間を確保するべきである。

第 17 条（提供の終了）

API提供者はAPI提供者の都合により、本APIの提供を終了することができる。この場合、API提供者はAPI利用者に事前に通知するものとする。

解説：

本条は、本APIの提供を終了する場合について定めるものである。本APIの提供の終了とは、本APIの提供サービスを終了し、全てのAPI利用者に対し永続的に本APIを利用できないようにすることを意味する。

諸事情により本APIの提供を終了する場合にはAPI利用者に事前に通知することを要するものとしている。

第 18 条（連絡/通知）

(1) API提供者から API利用者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、又はインターネット上のAPI提供者の Web サイトへの掲載等、API提供者が適当と判断する通知手段によって行う。

(2) API利用者はAPI提供者に対し、有効に受信可能なメールアドレスを届け出るものとし、不通、廃止その他の事情によって届出メールアドレスの変更を要する場合、直ちに所定の変更届出を提出するものとする。API利用者はAPI提供者から API利用者宛に送信される電子メールの受信を拒否する設定等を行ってはならない。

(3) API提供者が API利用者から届出のあった住所、メールアドレス等宛に書面又は電子メールによって連絡を発信した場合、届出事項の不備もしくは変更、受信拒否設定、通信事情その他 API提供者の責めによらない事由により延着又は不着となった時であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(4) API利用者から API提供者への連絡はAPI提供者が別途定める方法にて行うものとする。

解説：

本条はAPI提供者とAPI利用者との連絡の方法について定めるものである。

(1)項はAPI提供者からAPI利用者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、又はインターネット上のAPI提供者の Web サイトへの掲載等、API提供者が適当と判断する通知手段によって行うこととしている。

(2)項は、特に重要な連絡手段である電子メールについてAPI利用者にメールアドレスの届出義務を課すとともに、受信拒否設定等を行わないことを義務付けている。届出メールアドレスは、有効に受信可能なものでなければならず、メールアドレスの不通、廃止その他の事情によって変更が必要な場合には直

ちに変更届出を提出する義務を課している。

(3)項はAPI利用者への連絡にあたってAPI利用者から届出のあった住所宛に書面を送付した場合や届出メールアドレス宛に電子メールを送信した場合には、例えば住所が変更されていたにもかかわらず変更届出が提出されていなかったり、メールアドレスが廃止済みであるにもかかわらず変更届出が提出されていなかった等の事情によって、書面や電子メールが遅れて届いたり、そもそも届かなかったような時であっても、通常到達すべき時に到達したものとみなすこととしている。

(4)項はAPI利用者からAPI提供者への連絡はAPI提供者が別途定める方法で行うこととしている。

第 19 条（権利義務等の譲渡禁止）

API利用者は、相手方の事前の書面等による承諾のない限り、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継し、又は担保に供してはならない。

解説：

本条は、本APIの利用を認めるにあたっては、登録を受けた当該個別のAPI利用者の信用が重要であることに鑑み、API利用者が、本契約上の地位及び本契約によって生じる権利義務を、事前の承諾なく、第三者に譲渡、承継又は担保提供することを禁止するものである。

第 20 条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項が法令又は裁判所により無効又は執行不能であるとされた場合であっても、本利用規約のその他の条項の有効性に影響を与えないものとする。

解説：

本条は、本利用規約の一部の条項が何らかの法令違反等によって無効又は執行不能であるとされた場合であっても、当該無効な条項のみを分離し、他の条項は有効のまま存続させ、本利用規約の大枠は引き続き維持することを定めるものである。

第 21 条（準拠法及び管轄裁判所）

(1) 本利用規約は日本法に準拠し、日本法に基づいて解釈される。

(2) 本APIの利用及び本利用規約に関する紛争については、（裁判所名）を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

解説：

本条は、本利用規約の準拠法及び裁判管轄について定めるものである。

1. <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/supercity/pdf/20211221_DataLinkage_honsi.pdf> [↑](#footnote-ref-1)